

長建協発第489号
平成24年2月15日

会 員 各 位

社団法人 長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する
省令の施行について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省におきまして、粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令が公布され、平成24年4月1日から施行されることとなりました。

今回の改正は、屋外におけるアーク溶接作業と屋外における岩石等の裁断等作業においても、屋内で行う場合と同等の粉じんばく露のおそれがあることが認められたことから、屋外におけるアーク溶接作業を粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の規定が適用される粉じん作業とし、また両者を呼吸用保護具の使用を要する作業とするものであります。

つきましては、標記について、別添のとおり同省労働基準局長より通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。